

## 第1条 適用範囲

- 1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先とします。

## 第2条 宿泊契約の申込み

- 1 当館に宿泊契約を申し込もうとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) 宿泊人員
  - (5) その他当館が必要と認めた事項
- 2 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で、新たな申込があったものとして処理します。

## 第3条 宿泊契約の成立等

- 1 宿泊契約は当館が前条の申込を承諾したときに、成立するものとします。但し当館が承諾しなかったことを証明したときには、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本料金を限度として、当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金はまず宿泊客が支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により、当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条 申込金の支払いを要しない事とする特約

- 1 前条第2項の規定に関わらず、当館は契約の成立後同項の申込金支払いを、要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

- 1 当館は次に挙げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申込がこの約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定公の秩序もしくは、善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病であると認められたとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむおでない事由により、宿泊させる事が出来ないとき。
  - (7) 栃木県条例の規定する場合に該当するとき。

## 第6条 宿泊客の契約解除権

- 1 宿泊客は、当館に申し出て宿泊契約を解除することが出来ます。
- 2 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、(第3条第2項の規定により、当館が申込金の支払い期日を指定して、その支払いを求めた場合であって、その支払いよりも前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に挙げる所により、違約金を申し受けます。但し当館が第4条第1項の特約に応じた場合に合っては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を、解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は宿泊客が連絡しないで、宿泊当日の午後7時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとしてみなし、処理することがあります。

## 第7条 当館の契約解除権

- 1 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病であると認められたとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
  - (5) 栃木県条例の定めに該当するとき。
  - (6) 寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がその時点で提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

## 第8条 宿泊の登録

- 1 宿泊客は、宿泊当日当館フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
  - (2) 同伴の人数
  - (3) 外国人にあつては国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日。
  - (4) 出発日及び出発予定時刻
  - (5) その他当館が必要と認めた事項。

## 第9条 客室の使用時間

- 1 宿泊客が当館の客室を利用できる時間は、午後3時から翌朝10時迄です。但し連続して宿泊する場合は、出発の朝10時迄客室を使用することが出来ます。
- 2 当館は前項の規定に関わらず、同項の定める時間外の客室使用に応じることがあります。
  - (1) 宿泊契約時に客室使用条件が提示されているとき。
  - (2) お客様の申し出により、客室使用の延長契約がなされたとき。
  - (3) 9条の一(2)において、客室使用の場合延長使用料を申し受けます。  
延長使用料 1室1時間2000円(税別) 午後3時迄  
午後3時以降1時間4000円(税別)

## 第10条 利用規則の遵守

宿泊客は当館においては当館が定めた利用規則に従っていただきます。

## 第11条 営業時間

- 1 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、パンフレット・各表示・客室内のサービスデスク等もしくはフロントにて案内しております。
  - (1) フロントのサービス時間 AM 6:00 ~ PM 9:00
  - (2) キャッシャーのサービス時間 AM 7:00 ~ AM 10:00  
PM 3:00 ~ PM 8:00
  - (3) 客室サービス AM 7:00 ~ AM 9:00  
PM 3:00 ~ PM 9:00
  - (4) お食事 夕食 PM 6:00 ~ PM 8:30  
朝食 AM 7:30 ~ AM 9:00
  - (5) 付帯サービス 各サービス毎に設定
- 2 前項の時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合には適当な方法をもってお知らせいたします。

## 第12条 料金の支払い

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料均等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手・宿泊券・その他に代わりうる方法により、宿泊客の出発の際、又は当館が請求したときフロントにおいて行って頂きます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第13条 当館の責任

- 1 当館は宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を補償します。但しそれが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は消防機関から適マークを受領しておりますが、万一火災等に対処するため、旅館損害賠償責任保険に加入しております。

## 第14条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

- 1 当館は宿泊客に契約した客室の提供が出来ないときは、宿泊客の了解を得て出来る限り同一の条件による、他の施設を斡旋するものとします。
- 2 当館は前項の規定に関わらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第15条 寄託物等の取り扱い

- 1 宿泊客がフロントへお預けになった、物品又は現金並びに貴重品について、滅失毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。但し現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときには、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が当館にお持込になった、物品又は現金並びに貴重品であって、フロントへお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により、滅失毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。但し宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度としてその損害を賠償します。

#### 第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って、当館に到着した場合はその到着前に当館が了解したときに限って、責任をもって保管し宿泊客が、フロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。
- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が、当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明した場合は、当館は当該所有者に連絡をとり、その指示を求めるものとします。但し所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しない場合は発見日を含めて7日間保管し、その後最寄の警察署へ届けます。
- 3 前2項における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について、当館の責任は第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に順ずるものとします。

#### 第17条 駐車場の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任を負うものではありません。但し駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害の賠償の責めに任じます。

#### 第18条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により、当館が損害を被ったとき当該宿泊客は、当館に対しその損害を賠償して頂きます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	1 基本宿泊料（室料+朝・夕食料）
	追加料金	2 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の料金
	税金	3 消費税 4 その他賦税（入湯税など）

備考 1 基本宿泊料は料金表に表示する料金によります。

- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に順じる食事と寝具を提供したときは大人の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは大人の 4000 円（税別）、寝具のみを提供したときは 2000 円（税別）を頂きます。2 歳以下で食事寝具などの不要なお子様は無料。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の 通知を受け た日	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前
契約申込 人員													
14 名まで	75%	75%	50%	30%	20%	10%							
15 名～30 名	100%	100%	75%	50%	30%	20%	10%	10%	10%				
31 名～100 名	100%	100%	75%	50%	30%	20%	20%	20%	20%	20%			
101 名以上	100%	100%	75%	50%	30%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%	10%

（注）1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日に関わりなく、1 日分（初日）の違約金を収受します。
- 3 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引受けした日）における宿泊人員の 10%（端数切り上げ）にあたる人員については、違約金は頂きません。